

○留意事項

- 1 「家賃月額」欄には、各団地における募集住戸の最も低い家賃を記載しています。
- 2 募集戸数の「即入居」欄には、令和8年10月1日に入居可能な戸数を記載しています。
- 3 募集戸数の「補欠入居」欄には、令和8年10月2日から令和9年3月末日までに入居が可能と見込まれる戸数を記載しています。（居住階数・規模未定）
※空き状況により、入居いただけない場合があります。
- 4 入居者の選考は、原則として抽選により実施します。なお、別表の優先世帯に該当する方は優先入居の対象となり、抽選回数が2回となります。
- 5 県営住宅では入居時の連帯保証人は不要です。（緊急時に連絡がつく緊急連絡先の提出にご協力をお願いいたします。）
なお、入居指定日までに敷金（家賃3か月分）を納入していただく必要があります。
- 6 単身入居を希望される方は、単身入居欄に「○」がついている（原則、規模が2DK以下）の住宅に申込みが可能です。
【単身申込資格】 次のいずれかに該当する方
 - ①60歳以上の方
 - ②障がい者(身体障害者手帳1級～4級、精神障害者保護福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受け得る程度。)
 - ③生活保護法に基づく被保護者
 - ④配偶者からの暴力被害者(DV被害者)、犯罪被害者
 - ⑤戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者など
 - ⑥その他の者(原則として、独立生計を営む方に限ります。)
- 7 県及び県内市町村が発行するパートナーシップ届出受領証等を提示される場合も、「共同生活を営み、同一生計を営む世帯」に該当します。
- 8 この募集住宅一覧は作成時点のものです。募集開始までに募集住宅の内容に変動が生じる場合があります。
- 9 郵送による入居申込みを推奨しています。
- 10 ご不明な点等ございましたら、各団地の問合せ先欄に記載の長野県住宅供給公社または建設事務所建築担当課へお問い合わせください。

○規模欄の用語説明

算用数字	室数
K	台所
Y	浴室（風呂釜、浴槽付）
B	浴室のみ
D K	台所兼食事室
L D K	台所兼食事室兼居間

（例）

3 L D K Y とは、3 室と台所兼
食事室兼居間及び浴室（風呂釜、
浴槽付）

○優先世帯一覧

世帯	定義
障がい者	入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がいる世帯 ・戦傷病者（特別項症から第 1 款症） ・身体障がい者（1～4 級） ・精神障がい者（1～2 級） ・知的障がい者（重度または中程度）
母子・父子	配偶者のいない者で、児童を扶養している者
高齢者	入居者が60歳以上、かつ同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯
多子	同居者に18歳未満の子が3人以上いる世帯
子育て	同居者に中学校を卒業するまでの子がいる世帯
その他	生活保護受給者、海外からの引揚者、中国残留邦人、DV被害者、犯罪被害者

○【参考】収入基準早見表 下の表はあくまで参考です。詳しくは募集窓口でお問い合わせください。

総所得額（給与所得者の場合、源泉徴収票「給与控除後の金額」欄の金額）による収入基準上限額

○所得のある人が複数の場合で、特別控除該当者がいない場合（単位：円）

同居者数		0人 (単身)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
一般階層	年額	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000
	月額	158,000 (基準額)					
裁量階層	年額	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000
	月額	214,000 (基準額)					

※年額は、同居者が1人増えるごとに控除額分の380,000円増加します。